

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、三八三号  
平成十四年七月九日  
(火曜日)

## 告示

### 目次

|                                      |          |    |
|--------------------------------------|----------|----|
| 平成十三年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の<br>保管状況の公表   | (廃棄物対策課) | 一  |
| 換地計画書の縦覧                             | (農村整備課)  | 二  |
| 土地改良法の規定に基づく工事完了の届出                  | (農工企画課)  | 二  |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗<br>新設の届出(二件) | (道路整備課)  | 四  |
| 道路の区域の変更                             | (道路整備課)  | 四  |
| 道路の供用開始                              | (都市計画課)  | 二一 |
| 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道<br>路の整備の完了   | (都市計画課)  | 二一 |
| 換地処分の届出                              | (建築住宅課)  | 一一 |
| 建築基準法の規定に基づく道路の指定                    | (都市計画課)  | 一一 |
| 公告                                   | (都市計画課)  | 一一 |
| 開発行為に関する工事の完了                        | (都市計画課)  | 一一 |
| 特定調達公告                               | (都市計画課)  | 一一 |
| 島根県芸術文化センター(仮称)建設(建築)工事(管<br>籍)課     | (管籍課)    | 一一 |
| に係る一般競争入札の実施                         | (管籍課)    | 一一 |
| 公企規程                                 | (管籍課)    | 一一 |
| 島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正す<br>る規程       | (管籍課)    | 一一 |
| 人委告示                                 | (管籍課)    | 一一 |

平成十四年度島根県及び警視庁警察官(男性・高卒程度)採用共同試験並びに島根県警察官(女性)採用試験の実施  
平成十四年度島根県職員(高校卒業程度及び資格免許職)採用試験の実施

行政書士試験の実施

雑報

一九 一六 一四

## 告示

## 示

### 島根県告示第六百三十九号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第九条の規定による平成十三年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の公表については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号)第六条及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則(平成十四年島根県規則第二十二号)第三条に定めるところによるほか、次に定めるところにより行う。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

### 一 縦覧期間

平成十四年七月二十二日から同年十月二十二日まで

### 二 縦覧時間

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

### 三 縦覧場所の定期休日

島根県の休日等を定める条例(平成元年島根県条例第九号)第一条第一項に規定する県の休日とする。

島根県告示第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に伴う竹崎本郷地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用  
する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
対して異議申立てをすることができる。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十四年七月九日から二十一日間

三 縦覧の場所

横田町役場

島根県告示第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次  
のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

| 事業主体名 | 事業名                   | 完了年月日       |
|-------|-----------------------|-------------|
| 出雲市   | 登記地区用排水施設事業（基盤整備促進事業） | 平成十一年三月一日   |
|       | 原分地区用排水施設事業（基盤整備促進事業） | 平成十二年二月二十一日 |
|       | 神門地区用排水施設事業（基盤整備促進事業） | 平成十二年三月十七日  |

蛇島東地区農道事業（基盤整備促進事業）

平成十三年二月二十日

島根県告示第六百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があ  
つたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持  
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四  
に定めるところにより意見を述べるることができる。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら平田店 島根県平田市平田町中ノ島中区画整理地第  
二二街区④～⑧

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九  
番四号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九  
番四号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年二月二十八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二三二・三三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(-) 駐車場の位置及び収容台数

- 四十八台 店舗所在地内
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数  
十二台 店舗所在地内
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積  
九九・五二平方メートル 店舗所在地内
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
二三・八七立法メートル 店舗所在地内
- 7 規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後八時十五分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数  
二カ所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前十時から午後八時まで
- 二 届出年月日  
平成十四年六月二十七日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所  
平田市地域振興課(平田市平田町九五一番地一)
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- 1 意見書の提出先  
松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課
- 2 意見書に記載すべき事項
- (一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

## (五) 意見を述べる理由

## 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第六百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信義

## 一 届出の概要

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

今井書店乃木福富店(仮称) 島根県松江市乃木福富六街区

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

合名会社松江今井書店 代表社員社長 田江泰彦 島根県松江市殿町六三

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

合名会社松江今井書店 代表社員社長 田江泰彦 島根県松江市殿町六三

## 4 株式会社ささらぎ 代表取締役 木村正明 鳥取県境港市馬場崎町二一一

## 5 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年二月二十七日

## 6 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、六五〇平方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (一) 駐車場の位置及び収容台数

二一〇台 店舗所在地内

## (二) 駐輪場の位置及び収容台数

- 一〇〇台 店舗所在地内
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
  - 一一〇・七平方メートル 店舗所在地内
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - 一四・〇六立法メートル 店舗所在地内
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - 開店時刻 午前十時 閉店時刻 翌午前一時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 午前九時三十分から翌午前一時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
    - 七カ所
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - 午前六時から午後六時まで
- 二 届出年月日
  - 平成十四年六月二十八日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所
  - 松江市商工課(松江市末次町八六番地)
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - 1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容
- (五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第六百四十四号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

|       |       |                                    |   |     |       |                  |                            |                 |
|-------|-------|------------------------------------|---|-----|-------|------------------|----------------------------|-----------------|
| 道路の種類 | 路線名   | 道 路                                |   | の   | 区 域   |                  | 管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称 | 備 考             |
|       |       | 区                                  | 間 |     | 敷地の幅員 | 延長               |                            |                 |
| 一般国道  | 百八十四号 | 出雲市乙立町字廻五一九九番一地从先から同町字鷺ノ瀬五一六八番地先まで |   | 後   | 前     | 一一・〇〇〇<br>四一・〇〇〇 | 一一三・〇〇〇<br>一一三・〇〇〇         | 出雲土木建築事務所<br>拡幅 |
|       |       |                                    |   | 変更前 |       | 九・〇〇〇<br>二〇・〇〇〇  | メートル<br>メートル               | 道路改良工事          |

| 前 A       |      | 後       | 前    | 後       | 前    | 後 B A     |      | 前 A                        | 後    | 前       | 後      | 前          | 後       | 前        |         |        |         |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|---------|------|-----------|------|----------------------------|------|---------|--------|------------|---------|----------|---------|--------|---------|------|---------|------|
| 一一・五〇〇〇   | 三九〇〇 | 一二・〇〇〇〇 | 三八〇〇 | 一二・〇〇〇〇 | 三八〇〇 | 一〇・〇〇〇〇   | 二五〇〇 | 六・〇〇〇〇                     | 二一〇〇 | 六・〇〇〇〇  | 八・七五〇  | 九・〇〇〇〇     | 一一・八〇〇〇 | 二七・六〇〇   | 六・四〇〇〇  | 二〇・八〇〇 | 一〇・〇〇〇〇 | 三一〇〇 | 八・〇〇〇〇  | 二五〇〇 |
| 八九・〇〇〇    |      | 二三六・〇〇〇 |      | 二三六・〇〇〇 |      | 七二〇・〇〇〇   |      | 九七五・〇〇〇                    |      | 九七五・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 |            | 一三・〇〇〇  |          | 三四五・五〇〇 |        | 一二五・〇〇〇 |      | 一二五・〇〇〇 |      |
| 仁多土木建築事務所 |      |         |      |         |      | 松江土木建築事務所 |      |                            |      |         |        | 隠岐支庁       |         | 津和野土木事務所 |         | "      |         |      |         |      |
| "         |      | "       |      | "       |      | ダブルウェイ    |      | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |      | "       |        | 減幅<br>不用物件 |         | "        |         | "      |         | "    |         |      |

|  |  |  |   |                                      |                                    |
|--|--|--|---|--------------------------------------|------------------------------------|
| 下横田出雲三成<br>停車場線                        | 玉湯吾妻山線                                 | 境美保関線                                    | 四百八十五号                                  | 百八十七号                                | 四百三十一号                             |
| 仁多郡仁多町大字三成一四一四番一五地先から<br>同大字五四三番一五地先まで | 仁多郡仁多町大字三成五四三番一五地先から同大<br>字一四一四番一五地先まで | 八東郡美保関町大字美保関九〇四番一五地先から<br>同大字一五三七番一五地先まで | 隠岐郡西郷町大字原田一五〇一番二五地先から<br>同大字一五〇一番二六地先まで | 鹿足郡六日市町大字立戸七六番一五地先から同大<br>字八八〇番五地先まで | 平田市国富町字大向八〇八番二五地先から同字七<br>九六番五地先まで |

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 道 | 県 | " | " | " | " |
|---|---|---|---|---|---|

| "                                 |                    | "                               |                    | "                                 |                    | "                                     |                    | "                                     |                   | "                                     |                    | "   |                    |  |  |
|-----------------------------------|--------------------|---------------------------------|--------------------|-----------------------------------|--------------------|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|-------------------|---------------------------------------|--------------------|---|--------------------|--|--|
| 松江木次線                             |                    | 玉湯吾妻山線                          |                    | 玉湯吾妻山線                            |                    | 下横田出雲三成<br>停車場線                       |                    | 玉湯吾妻山線                                |                   | 仁多郡仁多町大字三成一四二七番八地先から同大字五二四〇番地先まで      |                    | 仁多郡仁多町大字三成一四二七番八地先から同大字五二四〇番地先まで              |                    |  |  |
| 大原郡大東町大字大東一六七九番八地先から同大字一六七三番一地先まで |                    | 大原郡大東町大字蘆沢一九一番二地先から同大字一八九番五地先まで |                    | 仁多郡仁多町大字高尾一七八七番八地先から同大字一七八七番四地先まで |                    | 仁多郡仁多町大字三成一四二七番八地先から同町大字高尾一七八七番七八地先まで |                    | 仁多郡仁多町大字三成一四二七番八地先から同町大字高尾一七八七番七八地先まで |                   | 仁多郡仁多町大字三成一四二七番八地先から同町大字高尾一七八七番七八地先まで |                    | 仁多郡仁多町大字三成一四二七番八地先から同町大字高尾一七八七番七八地先まで         |                    |  |  |
| 後                                 | 前                  | 後                               | 前                  | 後                                 |                    | 前                                     | 後                  | 前                                     | 後                 |                                       | 前                  | 後   |                    |  |  |
|                                   |                    |                                 |                    | B                                 | A                  | A                                     |                    |                                       | B                 | A                                     | A                  | B   | A                  |  |  |
| 一一・〇〇〇〇<br>二一・〇〇〇〇                | 一一・〇〇〇〇<br>一八・〇〇〇〇 | 三〇・〇〇〇〇<br>五二・五〇〇〇              | 三〇・〇〇〇〇<br>五二・五〇〇〇 | 六・〇〇〇〇<br>八・〇〇〇〇                  | 一一・五〇〇〇<br>二三・〇〇〇〇 | 一一・五〇〇〇<br>二三・〇〇〇〇                    | 一一・〇〇〇〇<br>四二・〇〇〇〇 | 五・〇〇〇〇<br>一四・〇〇〇〇                     | 七・〇〇〇〇<br>一〇・〇〇〇〇 | 一一・五〇〇〇<br>三九・〇〇〇〇                    | 一一・五〇〇〇<br>三九・〇〇〇〇 | 七・〇〇〇〇<br>一〇・〇〇〇〇                             | 一一・五〇〇〇<br>三九・〇〇〇〇 |  |  |
| 一九五・〇〇〇                           | 一九五・〇〇〇            | 二三・〇〇〇                          | 二三・〇〇〇             | 一四〇・〇〇〇                           | 一二五・〇〇〇            | 一二五・〇〇〇                               | 七二四・〇〇〇            | 七二四・〇〇〇                               | 一一四・六〇〇           | 八九・〇〇〇                                | 八九・〇〇〇             | 一一四・六〇〇                                       | 八九・〇〇〇             |  |  |
| 木次土木建築事務所                         |                    |                                 |                    |                                   |                    |                                       |                    |                                       |                   |                                       |                    |   |                    |  |  |
| 拡幅                                | "                  | 減幅<br>不用物件                      | "                  | 仮設道設置<br>ダブルウェイ                   |                    | "                                     | 拡幅                 | "                                     | 仮設道設置<br>ダブルウェイ   |                                       | "                  | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。<br>仮設道設置<br>ダブルウェイ |                    |  |  |
| 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。        |                    |                                 |                    | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。        |                    |                                       |                    | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。            |                   |                                       |                    | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。                    |                    |  |  |

|   |                                     |  |                |                  |                 |                                |                                  |                 |                 |                |                 |                 |                 |                  |
|---|-------------------------------------|--|----------------|------------------|-----------------|--------------------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|   | 〃                                   |  | 〃              |                  | 〃               |                                | 〃                                |                 | 〃               |                | 〃               |                 |                 |                  |
| 松江金城線                                     | 大田桜江線                               | 仁摩瑞穂線                                      |                |                  |                 | 稗原木次線                          | 玉湯吾妻山線                           |                 |                 |                |                 |                 |                 |                  |
| 邑智郡桜江町大字長谷二七二三番四地先から同大字二七二四番二地先まで         | 大田市大田町吉永字柳ヶ坪一四〇〇番三地先から同字二〇四一番二四地先まで | 邇摩郡仁摩町大字大國町字ミタキ上ミ四六一番一地先から同大字字八百田四九八番三地先まで |                |                  |                 | 出雲市稗原町字仏谷四九三七番地先から同字四九三七番四地先まで | 大原郡大東町大字大東一六七三番一地先から同大字一六六三番地先まで |                 |                 |                |                 |                 |                 |                  |
| 後<br>A                                    | 前<br>A                              | 後  | 前              | 後<br>B           | 前<br>B A        | 後<br>B                         | 前<br>B A                         | 後               | 前               | 後              | 前               |                 |                 |                  |
| 五・〇〇〇<br>一一〇〇〇                            | 五・〇〇〇<br>一一〇〇〇                      | 一二・五〇〇<br>三四〇〇〇                            | 七・〇〇〇<br>二〇〇〇〇 | 一三・〇〇〇<br>一七〇〇〇  | 一三・〇〇〇<br>一七〇〇〇 | 一三・〇〇〇<br>一七〇〇〇                | 五・三〇〇<br>一〇〇〇〇                   | 一二・〇〇〇<br>四六〇〇〇 | 一二・〇〇〇<br>四六〇〇〇 | 六・〇〇〇<br>二〇〇〇〇 | 二五・〇〇〇<br>五五〇〇〇 | 一六・〇〇〇<br>二一〇〇〇 | 一三・〇〇〇<br>二七〇〇〇 | 一〇・二〇〇<br>二五・五〇〇 |
| 一四二・〇〇〇                                   | 一四二・〇〇〇                             | 六七〇・〇〇〇                                    | 六七〇・〇〇〇        | 二〇〇・〇〇〇          | 二〇〇・〇〇〇         | 二〇〇・〇〇〇                        | 一、一〇〇・〇〇〇                        | 一、一〇〇・〇〇〇       | 一、二〇〇・〇〇〇       | 六五・〇〇〇         | 六五・〇〇〇          | 一二五・〇〇〇         | 一二五・〇〇〇         |                  |
| 川本土木建築事務所                                 |                                     | 大田土木建築事務所                                  |                |                  |                 | 出雲土木建築事務所                      |                                  |                 |                 |                |                 |                 |                 |                  |
| 〃<br>上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。<br>ダブルウェイ | 〃                                   | 拡幅   | 〃              | 〃                | 〃               | 〃                              | 〃                                | 〃               | 〃               | 〃              | 〃               | 〃               | 〃               | 〃                |
|   |                                     |  |                | 町道移管<br>ダブルウェイ解消 |                 | 町道移管<br>ダブルウェイ解消               |                                  |                 |                 |                |                 |                 |                 |                  |

|                                      |                 | 鹿野六日市線                            |                 | 六日市匹見線                     |                  | 皆井田江津線                           |                 |                                     |                 |                |                 |                 |                 |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------|----------------------------|------------------|----------------------------------|-----------------|-------------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                                      |                 | 鹿足郡六日市町大字立戸六七〇番一地从先から同大字五一四番六地先まで |                 | 鹿足郡六日市町大字立戸六九番二地从先から同地番先まで |                  | 鹿足郡六日市町大字立戸二〇七番二地从先から同大字六九番二地先まで |                 | 美濃郡匹見町大字紙祖口七九六番三地从先から同大字口八〇二番一地从先まで |                 |                |                 |                 |                 |
| 後                                    | 前               | 後                                 | 前               | 後                          | 前                | 後                                | 前               | 後                                   | 前               |                |                 |                 |                 |
|                                      |                 |                                   |                 |                            |                  | 後                                | 前               |                                     |                 |                |                 |                 |                 |
|                                      |                 |                                   |                 |                            |                  | B                                | A               |                                     |                 |                |                 |                 |                 |
| 一一・五〇〇<br>一八・〇〇〇                     | 五・〇〇〇<br>一三・〇〇〇 | 一一・〇〇〇<br>一五・〇〇〇                  | 七・〇〇〇<br>一二・五〇〇 | 三〇・〇〇〇<br>八三・〇〇〇           | 一二・〇〇〇<br>七〇・〇〇〇 | 一二・〇〇〇<br>二三・〇〇〇                 | 七・〇〇〇<br>一二・〇〇〇 | 七・〇〇〇<br>一二・〇〇〇                     | 八・〇〇〇<br>二〇・〇〇〇 | 三・六〇〇<br>六・一〇〇 | 七・〇〇〇<br>三七・〇〇〇 | 四・三〇〇<br>一〇・九〇〇 | 五・〇〇〇<br>二〇・〇〇〇 |
| 四二六・二〇〇                              | 四二七・五〇〇         | 八三・〇〇〇                            | 八三・〇〇〇          | 二三・六八〇                     | 五九・八〇〇           | 一二五・〇〇〇                          | 一三四・〇〇〇         | 一三四・〇〇〇                             | 一、〇二〇・〇〇〇       | 一、一七〇・〇〇〇      | 四八〇・〇〇〇         | 五三六・〇〇〇         | 一三六・〇〇〇         |
| 津和野土木事務所                             |                 |                                   |                 |                            |                  |                                  |                 | 益田土木建築事務所                           |                 | 浜田土木建築事務所      |                 |                 |                 |
| 〃                                    | 〃               | 歩道設置                              | 〃               | 〃                          | 拡幅               | 〃                                | ダブルウェイ          | 〃                                   | 〃               | 〃              | 〃               | 〃               | 仮設道設置           |
| 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。<br>ダブルウェイ |                 |                                   |                 |                            |                  |                                  |                 |                                     |                 |                |                 |                 |                 |



島根県告示第六百四十五号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

|       |       |                                    |                                   |                      |           |                       |    |
|-------|-------|------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|-----------|-----------------------|----|
| 県道    | 道路の種類 | 路線名                                | 供用開始の区間                           | 延長                   | 供用開始年月日   | 管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称 | 備考 |
| 松江木次線 | 百八十四号 | 出雲市乙立町字向原中三一五七番地先から同町字鷺ノ瀬五一六八番地先まで | 大原郡大東町大字大東一六七九番八地先から同大字一六七三番一地先まで | 四〇七・〇〇メートル<br>一九五・〇〇 | 平成十四年七月九日 | 出雲土木建築事務所             |    |

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

|                               |                 |                                 |                  |                                 |                 |                 |                            |
|-------------------------------|-----------------|---------------------------------|------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 〃                             |                 |                                 |                  |                                 |                 |                 |                            |
| 六日市匹見線                        |                 |                                 |                  |                                 |                 |                 |                            |
| 鹿足郡六日市町大字七日市七二五番地先から同大字八番地先まで |                 | 鹿足郡六日市町大字七日市七一番八地先から同大字七二五番地先まで |                  | 鹿足郡六日市町大字七日市一九七番地先から同大字七一番八地先まで |                 |                 |                            |
| 後                             | 前               | 後                               | 前                | 後                               | 前               | 後               | 前                          |
| B                             | A               | A                               |                  | B                               | A               | A               |                            |
| 一四・〇〇〇<br>二五・〇〇〇              | 五・〇〇〇<br>一四・〇〇〇 | 五・〇〇〇<br>一四・〇〇〇                 | 二〇・〇〇〇<br>七一・〇〇〇 | 九・〇〇〇<br>二六・〇〇〇                 | 六・〇〇〇<br>一〇・〇〇〇 | 六・〇〇〇<br>一〇・〇〇〇 |                            |
| 七五〇・〇〇                        | 七四四・〇〇          | 七四四・〇〇                          | 七〇・〇〇            | 六一三・八〇                          | 八一九・〇〇          | 八一九・〇〇          |                            |
| ダブルウェイ                        | 〃               | 〃                               | 拡幅               | 〃                               | ダブルウェイ          | 〃               | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |

|   |                                   |   |                                     |                             |                                     |                                      |                                   |                                    |                                   |
|---|-----------------------------------|---|-------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 〃                                       | 〃                                 | 〃                                       | 〃                                   | 〃                           | 〃                                   | 〃                                    | 〃                                 | 〃                                  | 〃                                 |
| 日原須佐線                                   | 〃                                 | 鹿野六日市線                                  | 六日市匹見線                              | 下府江津線                       | 桜江金城線                               | 大田桜江線                                | 三刀屋佐田線                            | 〃                                  | 玉湯吾妻山線                            |
| 鹿足郡日原町大字溪村字出丸一五二三番一地从先から同大字字程彼一二番一地从先まで | 鹿足郡六日市町大字立戸六七〇番一地从先から同大字五一四番六地先まで | 鹿足郡六日市町大字注連川一一九一番二地从先から同町大字立戸六七〇番一地从先まで | 美濃郡匹見町大字紙祖口七九六番三地从先から同大字ロ八〇二番一地从先まで | 江津市敬川町二番一地从先から同町一七六一番四地从先まで | 邑智郡桜江町大字長谷二七二三番四地从先から同大字二七二四番二地从先まで | 大田市大田町吉永字柳ヶ坪一四〇〇番三地从先から同字二〇四一番二四地先まで | 簸川郡佐田町大字大呂二八九七番地先から同大字一〇六一番一地从先まで | 仁多郡仁多町大字高尾一七八七番八地从先から同大字一七八七番四地先まで | 大原郡大東町大字大東一六七三番一地从先から同大字一六六三番地先まで |
| 一四〇・〇〇                                  | 八三・〇〇                             | 六五三・〇〇                                  | 一、〇二〇・〇〇                            | 一七五・〇〇                      | 一三六・〇〇                              | 六七〇・〇〇                               | 一九七・〇〇                            | 一四〇・〇〇                             | 一二五・〇〇                            |
| 〃                                       | 〃                                 | 〃                                       | 〃                                   | 〃                           | 〃                                   | 〃                                    | 〃                                 | 〃                                  | 〃                                 |
| 〃                                       | 〃                                 | 津和野土木事務所                                | 益田土木建築事務所                           | 浜田土木建築事務所                   | 川本土木建築事務所                           | 大田土木建築事務所                            | 出雲土木建築事務所                         | 仁多土木事務所                            | 〃                                 |
|   |                                   |   |                                     |                             |                                     |                                      |                                   |                                    |                                   |
|   |                                   |   |                                     |                             |                                     |                                      |                                   |                                    |                                   |
|   |                                   |   |                                     |                             |                                     |                                      |                                   |                                    |                                   |
|   |                                   |   |                                     |                             |                                     |                                      |                                   |                                    |                                   |

島根県告示第六百四十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項の規定に基づき告示する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 道路の種類及び路線名 | 町道 千酌野波線                             |
| 工事区間       | 八束郡美保関町大字千酌一三五三番一地从先から同大字一九五八番三地从先まで |
| 工事の種類      | 付替                                   |
| 工事完了の期日    | 平成十三年三月二十三日                          |

島根県告示第六百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、東出雲町揖屋西新西土地区画整理組合理事長田中亀雄から平成十四年六月二十八日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は益田土木建築事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

| 路 線 名                    | 区 間          |              | 道路の幅員                        | 道路の延長       | 指定の年月日及び番号         |
|--------------------------|--------------|--------------|------------------------------|-------------|--------------------|
|                          | 起 点          | 終 点          |                              |             |                    |
| 益田市計画道路事業<br>三・五・五号中島染羽線 | 益田市常磐町五〇四ノ二番 | 益田市有明町六四七ノ六番 | メートル<br>一八・〇<br>一八・〇<br>一九・〇 | メートル<br>五八七 | 平成十四年六月二十八日<br>第一号 |

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告します。

平成14年7月9日

島根県知事 澄田信義

1 工事概要

(1) 工事名

島根県芸術文化センター（仮称）建設（建築）工事

(2) 工事場所

島根県益田市有明町

(3) 工事内容

新築  
工事種別

一 開発区域

八束郡東出雲町大字出雲郷一六一八番地四  
面積 一、二二八・六六平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市黒田町四九七番地三  
株式会社 岩崎組 代表取締役 永田博

報 告 書

|   |   |
|---|---|
| <p>用途 美術館及び劇場</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階</p> <p>延べ面積 17,985㎡</p> <p>主要室 展示室、収蔵庫、大ホール(1500人収容)、小ホール(500人収容)、大小リハーサル室</p> <p>(4) 予定工期 約24ヵ月間</p> <p>(5) 予定価格 7,031,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次の要件を満たす特別共同企業体であること。</p> <p>(1) 次に掲げる要件を満たし、かつ、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成7年島根県告示第333号)第8条の規定により認定を受けていること。</p> <p>ア 次の第1グループ、第2グループ及び第3グループそれぞれ1社により構成されていること。</p> <p>第1グループ</p> <p>A 平成13年1月5日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)における建築一式工事に係る総合評点が1,250点以上であること。</p> <p>B 過去15年間で(昭和62年7月9日～平成14年7月8日)に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の建築一式工事に於いて、元請又は共同企業体の代表者として次に掲げる事項をすべて満足する施工実績がある者であること。</p> <p>a 美術館又は博物館の用途で延べ面積が5,000㎡以上(共用部分を含む)</p> <p>b 劇場の用途で延べ面積が5,000㎡以上(共用部分を含む)</p> <p>c 1棟の延べ面積が9,000㎡以上</p> <p>第2グループ</p> <p>経営事項審査における建築一式工事に係る総合評点が1,000点以上であること。</p> <p>第3グループ</p> <p>経営事項審査における建築一式工事に係る総合評点が850点以上であること。</p> | <p>イ 次の基準を満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>また、構成員のうち代表者は監理技術者、他の構成員は主任技術者を配置できること。</p> <p>A 監理技術者(建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1級建築士又は1級建築施工管理技士 1名</li> <li>上記第1グループBに掲げるa及びbの工事経験を有すること。ただし、いずれか一方の工事経験を有しない場合は、当該工事経験を有する技術者(一級建築士又は1級建築施工管理技士)を別に1名配置すること。</li> </ul> <p>B 主任技術者</p> <p>1級建築士又は1級建築施工管理技士 2名</p> <p>C 監理技術者は</p> <p>(2) 各構成員が次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 島根県税を滞納していない者であること。</p> <p>エ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱(昭和63年5月31日付管発第181号)による指名停止を受けていない者であること。</p> <p>3 入札手続き等</p> <p>(1) 担当部局 島根県松江市殿町1番地 〒690-8501 島根県土木部管轄課 管轄企画係 電話0852-22-5223 島根県土木部管轄課 管轄企画係 電話0852-22-5223</p> <p>(2) 入札説明書の交付の期間及び場所 平成14年7月9日から同年7月23日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間、上記担当部局において交付する。</p> <p>(3) 特別共同企業体入札参加資格申請書及びその添付書類並びに上記2(2)の要件を満たすことを証する書類の提出期間及び場所 平成14年7月9日から同年7月29日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前</p> |
|---|---|

報  
興  
根  
地

9時から午後5時まで、ただし、平成14年7月29日については、午前9時から午前12時までの間に上記担当部局へ持参すること。

(4) 設計図等の配付の期日及び場所  
入札参加資格があると認められた者であって、購入を希望する者に対し、入札用図面及び参考内訳数量を次により有料で配付する。

ア 配付日 平成14年8月5日 午前9時から午後5時まで  
イ 配付場所 島根県松江市古志原4丁目1-1  
財団法人島根県建設技術センター 電話0852-21-9918

(5) 入札書の受領の期限及び場所  
ア 期限 平成14年8月30日午後2時  
（郵便による入札にあつては、同月29日午後5時）  
イ 場所 平成14年8月30日午後1時までは上記(1)担当部局とし、それ以降は下記開札場所とする。

(6) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成14年8月30日午後2時  
イ 場所 島根県松江市殿町1番地  
島根県庁会議棟 1階 第2会議室

4 その他  
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。  
(2) 入札保証金  
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。  
(3) 契約保証金  
免除する。  
(4) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかつたときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要する。

(6) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第62条に基づいて算出された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札があつた場合には落札者の決定を保留して入札を終了し、事後の調査により落札者を決定する。この場合において、調査基準価格を下回つた入札を行つた者は事後の調査に協力しななければならない。

調査の結果、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者を決定したときは、入札者全員に落札者及び落札金額を通知する。

(7) その他  
ア 詳細は入札説明書による。  
イ 契約の締結については議会の議決を要する。

5 Summary  
(1) Subject Matter of Contract:  
Construction work for the Shimane Prefectural Art Culture Center. (Tentative name.)  
(2) Closing date and time for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:  
July 29, 2002 by 12:00 pm.  
(3) Date and time for submission of tender documents:  
August 30, 2002 by 2:00 pm.  
(4) For further information and tender documents, please contact:  
(Tenders submitted by mail are due: August 29, 2002 by 5:00 pm.)  
Maintenance and Planning Section

Building and Repairs Division, Department of Public Works

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi, Matsue City

Shimane Prefecture 690-8501 Japan

Tel: 0852-22-5223

島根県公営企業管理規程

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄田信義

島根県公営企業管理規程第三号

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年島根県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「様式第一号の」を「別に定める」に改める。

第十条中「様式第二号の」を「別に定める」に、「様式第三号の時間外勤務等命令簿」を「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に改める。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第六号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十四年度島根県及び警視庁警察官（男性・高卒程度）採用共同試験並びに島根県警察官（女性）採用試験を次のとおり実施する。

平成十四年七月九日

島根県人事委員会委員長 吉岡 肇

一 受付期間

平成十四年七月十一日（木）から同年八月九日（金）まで  
受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）。  
郵送による場合は、八月九日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、八月二日（金）午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 採用予定人員及び職務内容

| 試験の種類        | 採用予定人員 | 職務内容  |
|--------------|--------|---|
| 警察官（男性・高卒程度） | 七名     | 島根県警察本部又は県内の警察署（警視庁については、警視庁又は東京都内の警察署）に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 |
| 警察官（女性）      | 四名     |   |

（注）採用予定人員は、変更する場合がある。

三 受験資格

（一）年齢、性別及び学歴

| 試験の種類        | 年齢   | 性別 | 学歴 |
|--------------|--|----|----|
| 警察官（男性・高卒程度） | 昭和四十七年四月二日から昭和六十年四月一日（警視庁については、昭和四十七年九月二十三日から昭和六十年四月一日）までに生まれた（平成十五年四月一日現在で、満十八歳から満三十歳（警視庁については平成十四年九月二十二日現在で満十八歳から満二十九歳）までの）男性。ただし、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含む、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。 |    |    |
| 警察官（女性）      | 昭和四十七年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた（平成十五年四月一日現在で、満十八歳から満三十歳までの）女性。学歴不問  |    |    |

（二）次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）  
 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県（警視庁については東京都）の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

| 第二次試験                                    |       | 第一次試験  |                        |                     | 区分       |
|--|-------|--|------------------------|---------------------|----------|
| 警視庁                                      | 島 根 県 | 西郷町  | 浜田市                    | 松江市                 | 日 時      |
| 警視庁から直接本人に通知される。                         |       | 島根県職員会館<br>（松江市内中原町）   | 島根県立浜田高等学校<br>（浜田市黒川町） | 隠岐島文化会館<br>（隠岐郡西郷町） | 試験地及び試験場 |
| 十一月月上旬に松江市で実施する予定<br>（第一次試験合格通知の際に通知する。） |       | 十月十一日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員（棄権者を除く。）に試験の結果を通知する。<br>（警視庁警察官採用試験合格者については、別途警視庁から直接本人に通知される。） |                        |                     | 合格発表     |

五 試験の種類及び内容

| 区分   | 試験種目   | 内 容                            |
|------|--|--------------------------------|
| 教養試験 | 警察官として必要な一般的知識及び知能についての択一式による高<br>校卒業程度の筆記試験 | 警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査 |

別欄

| 第二次試験<br>（島根県の場合）                                   |   |                      |  | 第一次試験                                     |   |         |   |         |   |
|---|---|----------------------|--|---|---|---------|---|---------|---|
| 身体検査  | 適性検査  | 作文試験                 | 人物試験   | 特技加                                       | 身体・体力検査   |         |   |         |   |
| 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査（医療機関で受診した健康診断書の提出により行う。） | 職務遂行に必要な適性についての検査   | 文章による表現力、思考力等についての試験 | 警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出を求めるとする。）なお、一定点に満たない者は不合格とする。 | 別欄に掲げる対象特技（英語、柔道、剣道）の該当者に、程度に応じて一定点を加算する。 | <p>なお、次の試験の種類ごとに掲げる身体の基準を満たさない者は不合格とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>警察官（男性）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>身長 一六〇センチメートル以上</li> <li>体重 四七キログラム以上</li> <li>胸囲 七八センチメートル以上（警視庁は基準なし）</li> <li>視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は両眼とも裸眼視力が一・〇以上で矯正視力が一・〇以上）</li> <li>色覚 正常であること。</li> <li>聴力 正常であること。</li> <li>指及び関節 正常であること。</li> <li>その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察官（女性）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>身長 一五五センチメートル以上</li> <li>体重 四五キログラム以上</li> <li>視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上</li> <li>色覚 正常であること。</li> <li>聴力 正常であること。</li> <li>指及び関節 正常であること。</li> <li>その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> </td> </tr> </table> | 警察官（男性） | <ul style="list-style-type: none"> <li>身長 一六〇センチメートル以上</li> <li>体重 四七キログラム以上</li> <li>胸囲 七八センチメートル以上（警視庁は基準なし）</li> <li>視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は両眼とも裸眼視力が一・〇以上で矯正視力が一・〇以上）</li> <li>色覚 正常であること。</li> <li>聴力 正常であること。</li> <li>指及び関節 正常であること。</li> <li>その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> | 警察官（女性） | <ul style="list-style-type: none"> <li>身長 一五五センチメートル以上</li> <li>体重 四五キログラム以上</li> <li>視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上</li> <li>色覚 正常であること。</li> <li>聴力 正常であること。</li> <li>指及び関節 正常であること。</li> <li>その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> |
| 警察官（男性）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>身長 一六〇センチメートル以上</li> <li>体重 四七キログラム以上</li> <li>胸囲 七八センチメートル以上（警視庁は基準なし）</li> <li>視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は両眼とも裸眼視力が一・〇以上で矯正視力が一・〇以上）</li> <li>色覚 正常であること。</li> <li>聴力 正常であること。</li> <li>指及び関節 正常であること。</li> <li>その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> |                      |  |   |   |         |   |         |   |
| 警察官（女性）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>身長 一五五センチメートル以上</li> <li>体重 四五キログラム以上</li> <li>視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上</li> <li>色覚 正常であること。</li> <li>聴力 正常であること。</li> <li>指及び関節 正常であること。</li> <li>その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>   |                      |  |   |   |         |   |         |   |

|      |   |
|------|---|
| 対象特技 | <p>英語<br/>       ア 実用英語技能検定(英検) 準二級以上<br/>       イ TOEIC 四七〇点以上<br/>       ウ TOEFL PBT 四四七点以上<br/>       CBT 一三〇点以上<br/>       エ 国際連合公用語英語検定(国連英検) D級以上</p> <p>柔道 初段以上(講道館認定)</p> <p>剣道 初段以上(全日本剣道連盟認定)</p> |
| 確認方法 | <p>対象特技を証明する書類(合格証・段位証書等)の原本とその写し(A4判)を第一次試験受付時に提出させる。</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。</p> <p>ア 原本を第一次試験の受付時に提出できない場合</p> <p>イ 提出された原本で必要事項が確認できない場合</p>   |

六 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、書留にすること。

七 合格から採用まで

(一) 合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿(警視庁については、東京都の警察官採用候補者名簿)に記載され、任命権者(島根県警察本部長。警視庁については、警

視総監)からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。

(二) 三の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に記載されても採用される資格を失う。

(三) 採用後は、巡査に任命され、島根県の警察学校(警視庁については、東京都の警察学校)に入校し、十か月間(島根県警察官(女性)採用試験合格者で、大学を卒業したものについては六か月間)初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の警察署(警視庁については警視庁又は東京都内の警察署)に配置される。

八 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成十四年四月一日現在、高校卒十八歳で月額一六六、九〇〇円で、高校卒業後の経歴を有する者は、その経歴に応じて給料月額を決定する。このほか、給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

島根県人事委員会告示第七号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定に基づき、平成十四年度島根県職員(高校卒業程度及び資格免許職)採用試験を次のとおり実施する。

平成十四年七月九日

島根県人事委員会委員長 吉岡 瑩

一 受付期間

平成十四年八月十二日(月)から同年九月六日(金)まで

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで(日曜日及び土曜日を除く)。郵送による場合は、九月六日までの消印のあるもの限り受け付ける。インターネットによる場合は、八月三十日(金)の午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容



| 試験の種類 |  | 試験区分        | 採用予定人員 | 職務内容   |
|-------|--|-------------|--------|--|
| 試験の種類 |  | 一般事務        | 五名     | 島根県の諸機関に勤務し、一般事務に従事                                |
| 試験の種類 |  | 土木          | 三名     | 島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事 |
| 試験の種類 |  | ※学校事務(出雲地区) | 一名     | 島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事     |
| 試験の種類 |  | ※学校事務(石見地区) | 一名     | 島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事     |
| 試験の種類 |  | 警察事務        | 二名     | 島根県警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事                           |
| 試験の種類 |  | 臨床工学技士      | 一名     | 県立病院に勤務し、専門的業務に従事                                  |
| 試験の種類 |  | 理学療法士       | 一名     | 健康福祉センター、県立病院に勤務し、専門的業務に従事                         |
| 試験の種類 |  | 栄養士         | 一名     | 健康福祉センター、県立病院等に勤務し、専門的業務に従事                        |
| 試験の種類 |  | 保健師         | 一名     | 健康福祉センター等に勤務し、専門的業務に従事                             |
| 試験の種類 |  | 助産師         | 四名     | 県立病院等に勤務し、専門的業務に従事                                 |
| 試験の種類 |  | 看護師         | 二十一名   | に従事  |

(注) (一) 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。  
 (二) 申込受付後の試験区分の変更は認めない。  
 (三) 採用予定人員は、変更する場合がある。  
 (四) 試験区分※「学校事務」は、県職員採用試験と同時に実施するが、市町村の職員(市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員)として採用される。

三 受験資格

(一) 年齢、資格等

| 試験の種類<br>又は試験区分 | 年齢・資格等  |
|-----------------|---|
| 高校卒業程度          | 昭和五十六年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者(平成十五年四月一日現在で、満十八歳から満二十一歳までの者)   |
| 臨床工学技士          | 昭和四十九年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者(平成十五年四月一日現在で、満二十一歳から満二十八歳までの者)で、臨床工学技士の免許を有するもの又は平成十五年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの |
| 理学療法士           | 昭和四十九年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者(平成十五年四月一日現在で、満二十一歳から満二十八歳までの者)で、理学療法士の免許を有するもの又は平成十五年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの  |
| 栄養士             | 昭和五十年四月二日から昭和五十八年四月一日までに生まれた者(平成十五年四月一日現在で、満二十歳から満二十七歳までの者)で、栄養士の免許を有するもの又は平成十五年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの      |
| 保健師             | 昭和四十八年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者(平成十五年四月一日現在で、満二十一歳から満二十九歳までの者)で、保健師の免許を有するもの又は平成十五年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの    |
| 助産師             | 昭和四十八年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者(平成十五年四月一日現在で、満二十一歳から満二十九歳までの者)で、助産師の免許を有するもの又は平成十五年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの    |
| 看護師             | 昭和四十九年四月二日から昭和五十八年四月一日までに生まれた者(平成十五年四月一日現在で、満二十歳から満二十八歳までの者)で、看護師の免許を有するもの又は平成十五年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの     |

(二) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者(試験区分「学校事務(出雲地区)」、「学校事務(石見地区)」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「栄養士」、「保健師」、「助産師」及び「看護師」を除く。)

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 区 分   | 日 時  | 試験地及び試験場                        | 合 格 発 表   |
|-------|--|---------------------------------|---|
| 第二次試験 | 十月下旬に松江市で実施する予定<br>(第一次試験合格通知の際に通知する。)                     | 松江市<br>島根県立松江東高等学校<br>(松江市西川津町) | 十月十一日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。   |
|       |  | 浜田市<br>島根県立大学<br>(浜田市野原町)       |   |
| 第一次試験 | 平成十四年九月二十九日(日)<br>受付時間<br>八時三〇分から九時<br>試験開始<br>九時三〇分<br>まで | 西郷町<br>島根県隠岐合同庁舎<br>(隠岐郡西郷町)    | 十一月二十六日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。 |

五 試験の種目及び内容

| 第一 次 試 験 | 区 分    | 試験の種目 | 試験区分  | 内 容                                      |
|----------|--------|-------|-------|--|
|          | 試験の種類  |       |       |  |
| 教養試験     | 高度卒業程度 | 教養試験  | 全試験区分 | 公務員として必要な一般的知識及び知識についての択一式による高校卒業程度の筆記試験 |
|          | 専門試験   | 土 木   | 全試験区分 |  |
| 臨床工学技士   |        | 教養試験  | 全試験区分 | 公務員として必要な一般的知識及び知識についての択一式による短大卒業程度の筆記試験 |

六 専門試験出題分野

| 試験区分   | 出 題 分 野  | 免 許 職 格 |     |     |     |     |
|--------|--|---------|-----|-----|-----|-----|
|        |  | 理学療法士   | 栄養士 | 保健師 | 助産師 | 看護師 |
| 土 木    | 数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工   |         |     |     |     |     |
| 臨床工学技士 | 医学概論(公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む)、臨床医学総論(臨床薬理学を含む)、医用電気電子工学(情報処理工学を含む)、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学 |         |     |     |     |     |
| 理学療法士  | 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む)、臨床医学大要、理学療法  |         |     |     |     |     |
| 栄養士    | 公衆衛生学、食品衛生学、栄養学、食品学、栄養指導、調理理論  |         |     |     |     |     |
| 保健師    | 地域看護学、疫学・保健統計、保健福祉行政論  |         |     |     |     |     |
| 助産師    | 基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理   |         |     |     |     |     |
| 看護師    | 基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、公衆衛生学  |         |     |     |     |     |

七 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所にて交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みのこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書し、書留にすること。

八 合格から採用まで

(一) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登録され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

(二) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、三の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

九 給与

初任給は、平成十四年四月一日現在、原則として次の表のとおりである。このほか、給与条例等の定めに従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、学校卒業後の経歴を有する者は、その経歴に応じて給料月額を決定する。

|             |     |     |           |
|-------------|-----|-----|-----------|
| 試験の種類又は試験区分 | 学 歴 | 年 齢 | 初 任 給 月 額 |
| 高校卒業程度      | 高校卒 | 十八歳 | 一四一、九〇〇円  |

雑 報

|               |      |      |          |
|---------------|------|------|----------|
| 臨床工学技士及び理学療法士 | 短大三卒 | 二十一歳 | 一六九、二〇〇円 |
| 栄養士           | 短大卒  | 二十歳  | 一六一、五〇〇円 |
| 保健師及び助産師      | 大学卒  | 二十二歳 | 二〇〇、九〇〇円 |
| 看護師           | 短大三卒 | 二十一歳 | 一九一、五〇〇円 |

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定により島根県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成十一年自治省告示第二百五十号)第八に基づき、次のとおり公示します。

平成十四年七月九日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 砂子田 隆

一 試験期日

平成十四年十月二十七日(日)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

島根大学 松江市西川津町一〇六〇

三 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 試験科目                         | 内 容 等  |
| 行政書士の業務に関し必要な法令等<br>(出題数四〇題) | 行政書士法(行政書士法施行規則を含む)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成十四年四月一日現在施行されている法令に限り出題します。 |

一般教養  
(出題数二〇題)

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

## 四 受験手続

(1) 受付期間 平成十四年八月五日(月)から八月三十日(金)まで

(2) 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています)。八月三十日の消印があるものまで受け付けます。

(3) 提出書類 受験願書一式

(4) 受験手数料 七千円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布場所

ア 財団法人行政書士試験研究センター(郵送配布・窓口配布(午前九時から午後五時まで))

(注) 郵送を希望する方は、郵送に要する日数(二週間程度)及び受付期間に留意して、早めに請求してください。

イ 島根県総務部総務課、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁総務局総務課、各総務事務所総務課又は川本総務事務所税務課大田分室(窓口配布のみ(午前八時三十分から午後五時十五分まで))

ウ 島根県行政書士会 松江市母衣町五五―四(窓口配布のみ(午前九時から午後五時まで))

備考 窓口配布は、いずれの配布場所も土曜日及び日曜日には配布できません。また、イ及びウの配布場所では備え付け部数に限りがありますので、できるだけアに対して郵送で請求してください。

## (6) 試験案内及び受験願書の配布期間

## ア 郵送配布

平成十四年八月一日(木)から八月二十三日(金)まで

郵送を希望する方は、百六十円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角二号 A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、左記あて先まで郵便で請求してください。(八月二十三日必着のこと)

名称 財団法人行政書士試験研究センター

住所 〒一五二―八七九九 目黒郵便局留

## イ 窓口配布

平成十四年八月一日(木)から八月三十日(金)まで

## (7) 問い合わせ先

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 ○三(五七二五) 七四六〇

## 五 特例措置の実施

身体機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置をとることがありますので、受験申込みに先立って問い合わせ先まで早めに御相談ください。

## 六 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成十五年一月十五日(水) 午前九時

(2) 方法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、試験地が島根県である受験者については、島根県報及び県庁前掲示板にも合格者の受験番号を公示します。